

農業資材審議会農薬分科会検査法部会設置規定

（平成二十七年十一月四日農業資材審議会農薬分科会決定）

第一条 農業資材審議会令（平成十二年政令第二百八十八号）第六条第一項の規定により、農薬分科会に、

検査法部会を置く。

2 検査法部会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十六条第一項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項（同法第十四条第三項に規定する農薬の検査方法に関するものに限る。）を処理する。

第二条 検査法部会の議決は、農薬分科会の議決とする。ただし、当該部会において、農薬分科会における審議が必要とされた場合は、この限りでない。